

# 障害者雇用促進企業等の登録のご案内

熊本県では、障がい者の雇用促進及びその職業の安定並びに福祉的就労の促進を図ることを目的として、障がい者を雇用している事業所、障害者支援施設等から物品及び役務の調達をしている事業所を対象に、指名競争入札や随意契約を行う際の優遇制度を設けています。

この優遇制度の適用を受けるには、障害者雇用促進企業（以下「促進企業」という。）、障害者支援施設等支援企業（以下「支援企業」という。）として、県への登録が必要です。

※ 建設工事及び建設工事に係る委託、公共土木施設の維持管理等は除きます。

## 1 優遇制度の内容

### (1) 指名競争入札における取扱い（促進企業のみ対象）

県が行う物品や役務の調達のための指名競争入札において、促進企業として登録した企業から1者を追加指名します。ただし、役務の調達の場合は、発注しようとする所属の所在地又は役務の履行場所の属する地域振興局管内（熊本市にあっては熊本市内）に事業所を有する企業で、かつ積算金額に応じた格付けが必要です。

#### 積算金額に応じた格付け区分

物品購入契約等及び業務委託契約に係る入札参加資格審査格付要領により格付けされた格付け区分が次のいずれかに該当する者

格付	積算金額
A	2,000万円以上 (リース・以外の場合は、3,200万円以上)
B	250万円以上2,000万円未満 (リース・以外の場合は、250万円以上3,200万円未満)
C	250万円未満

### (2) 随意契約における取扱い（促進企業、支援企業とも対象）

県が行う物品及び役務の調達のための随意契約\*1において、促進企業又は支援企業として登録した企業から1者を追加します。ただし、役務の調達の場合は、発注しようとする所属の所在地又は役務の履行場所の属する地域振興局管内（熊本市にあっては熊本市内）に事業所を有する企業のみとなります。

\*1 熊本県会計規則第95条第1項各号（下記参照）のいずれかに該当する場合、又は定例日を設けて見積合わせを行う場合は除きます。

#### 【熊本県会計規則第95条第1項 抜粋】

第1号 契約の性質又は目的により契約の相手方が特定しているとき

第2号 同一の規格及び品質で売主により価格が異なるものを購入するとき

第3号 1件の予定価格が20万円を超えないとき

第4号 災害により緊急に施行する必要がある、他の者から見積書を徴するいとまがないとき

## 2 申請の条件等

	要件	提出書類
促進企業	次の①～④のすべてを満たす事業者 ①中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者 ②熊本県内に本店、支店等を有すること。 ③「物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加資格等に関する要綱」による競争入札参加資格を有していること。 ④熊本県内本店、支店等における常時雇用する障害者雇用率が <b>2.7%以上</b> であること。	●障害者雇用促進企業登録申請書 (様第1号)
支援企業	熊本県内の障害者支援施設等から申請をする日において過去1年間に50万円以上の物品等の調達を行った事業者	●障害者支援施設等支援企業登録申請書 (様第2号)

※ 要件や申請方法等の詳細は、県ホームページに掲載している「障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱」、「登録申請の手引き」等をご確認ください。

※ 受注を確約するものではありません。

## 3 受付期間

毎年5月1日から5月31日まで（県の休日を除く）

※令和8年度の受付は終了しておりますが、新たに要件を満たすこととなった場合は、随時受け付けます。

## 4 登録の有効期間

登録日から登録日の属する会計年度の翌年度の6月30日まで

## 5 提出方法

郵送により提出してください。

## 6 申請書様式

県庁ホームページからダウンロードできます。

「障害者雇用促進企業」で検索  
<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/119/127315.html>

## 7 問合せ・提出先

熊本県出納局管理調達課 管理班

TEL：096-333-2581 FAX：096-381-9010

住所：〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
(熊本県庁 行政棟本館2階)